

[事案 2024-30] 自動振替貸付利息支払義務不存在確認請求

・令和7年3月17日 和解成立

<事案の概要>

自動振替貸付利息の支払義務の不存在の確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年7月に契約した米ドル建養老保険について、以下の理由により、自動振替貸付金に係る利息の支払義務がないことの確認を求める。

- (1) 令和5年12月にコールセンターのオペレーターから聞くまで、本契約の平成26年分の年払保険料の自動振替貸付がなされ、その後利息が発生し、元金に繰り入れられ続けていることを知らなかった。
- (2) 平成27年以降も年払保険料を毎年支払っていたが、保険会社や募集人から、平成27年以降に支払った保険料を、自動振替貸付の元金や利息に充当するかどうかの確認をされたことはない。
- (3) 自動振替貸付に関する書面を受け取ったことはないし、電話やメールでの確認依頼を受けたこともない。
- (4) 貸付に関する確認書（既に参加している同社の生命保険契約の契約者貸付金を、今回申込みを行う生命保険契約の保険料には充当しません）に署名はしておらず、同書面の署名は自分の筆跡とは異なる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成26年7月、申立人からコールセンターに電話があり、年払保険料の支払期日の延長に関する相談を受けた際、オペレーターは申立人に対し、支払猶予期間までに保険料の支払いがなかった場合には、自動振替貸付によって保険料が立て替えられること、振替貸付には利息が加算されること、本契約がオーバーローンにより失効する可能性がある場合を除き、振替貸付の返済を勧めることはないこと等の説明を行った。（その後、保険料の支払いがなされず、同年9月に自動振替貸付適用となった）
- (2) 平成26年10月に申立人から他保険の申込みを受け付けた際、募集人は自動振替貸付残高があることを説明し、貸付けを利用した契約申込みではないことの確認として、申立人に貸付に関する確認書に署名をしてもらった。
- (3) 平成26年10月以降、複数回にわたって自動振替貸付に関する通知を送付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、自動振替貸付に関する状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、貸付があった翌月に、他保険の申込手続を取り扱い、その際に貸付に関する確

認書に申立人に署名してもらったと陳述している。

- (2) 募集人は、毎年、保険会社から貸付の利息の元金繰入れを通知するメールを受け取っていたが、同メールをチェックしておらず、利息の発生、元金繰入れが累積していることを認識していなかった、申立人からは保険以外の相談も沢山されていたので、もし認識していれば伝えていたと思う旨陳述している。
- (3) 以上(1)(2)の経過からすれば、申立人に対し注意喚起する約款上その他の法的義務までではないとしても、保険会社からメールを受領した際か、他保険の申込手続の際に、改めて本契約の状況を確認する等して、利息および元金繰入れの累積の事実に関心、申立人に伝えることが望ましかったものとする。